第３次特別支援教育推進基本計画
中間評価及び後期計画（案）

目　次

第１章　　第３次特別支援教育推進基本計画の概要

１ 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方
２ 計画の期間
３ 重点項目及び主な施策

第２章　　千葉県を取り巻く状況の変化

１ 千葉県の児童生徒数の推移
２ 千葉県の特別支援学校の状況
３ 各種計画との関係
４ 特別支援教育をめぐる動き

第3章　　前期計画の成果と課題（中間評価）

Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実
Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実
Ⅲ ICT の利活用による教育の質の向上
Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

第4章　　今後の取組と目標（後期計画）

Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実
Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実
Ⅲ ICT の利活用による教育の質の向上
Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

（資料）　主な施策の取組状況（中間評価個表）

第１章　第３次特別支援教育推進基本計画の概要

１ 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

国が示す共生社会の形成に向けて特別支援教育の理念を踏まえるとともに、第２次計画の基本的な考え方を引き継ぎ、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合いながら、誇りを持って生きることのできる社会の実現を目指します。こうした考えの下、本計画における基本的な考え方を次の4点とします。

一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

◇ 障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。

◇ 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。

◇ 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育の実現を目指します。

◇ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現を目指します。

２ 計画の期間

令和４年度から令和 13 年度までの 10 年間とし、5年目である令和8年度に中間評価を行いました。計画最終年度（令和 13 年度）に最終評価を行います。

３ 重点項目及び主な施策

上記の基本的な考え方を踏まえ、「第3次千葉県教育振興基本計画」に示された「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、本計画では5つの「重点項目」を設定し、その下に「主な施策」、さらに「具体的な取組」を位置付けています。

Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

１ 地域で共に学び育つ教育の推進
２ 就学前における早期からの相談・支援の充実
３ 小・中学校における特別支援教育の充実
４ 高等学校における特別支援教育の充実
５ 特別支援学校における教育の充実
６ 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進
７ 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実
８ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実
1 特別支援学校の計画的な整備
2 障害の特性に応じた施設・環境の計画的な整備
3 特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実
4 多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

Ⅲ ICT の利活用による教育の質の向上
1 個別最適化した学びを実現するための ICT 活用による指導の充実
2 ICT 環境の準備
3 ICT を活用した関係機関との連携

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
1 自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実
2 生徒の自立社会参加を支援するネットワークの充実
3 千葉県教育委員会における障害者の雇用に向けた取組
4 生涯にわたる多様な学びの機会の充実
5 障害に対する理解の普及啓発

Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上
1 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成
2 特別支援教育に関する研修の充実
3 学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成と活用
4 特別支援教育推進に向けた学校経営の充実
5 異校種間の計画的な人事交流の推進

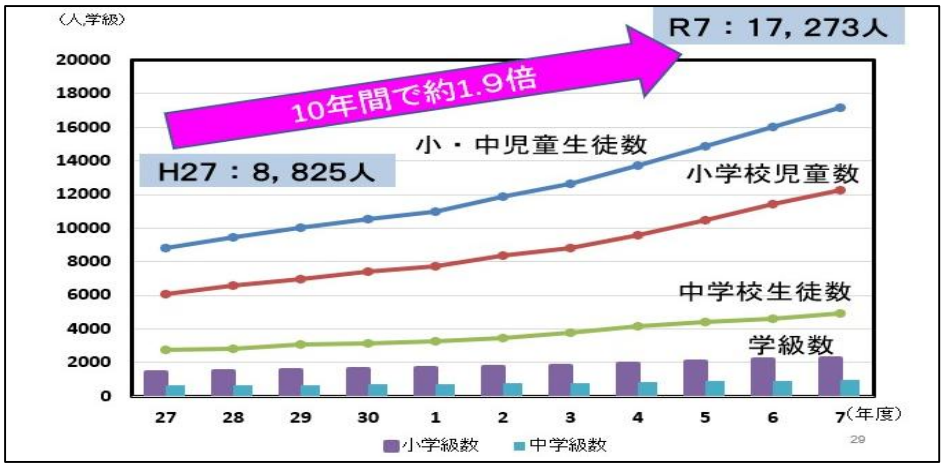
第２章　千葉県を取り巻く状況の変化

１　千葉県の児童生徒数の推移

県内国公立及び私立の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の児童生徒数は、令和７年度は 579,685 人で、令和５年度に60万人を割り、年々減少しています。

一方で、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ児童生徒数、小・中学校や義務教育学校で通級による指導を受けている児童生徒数は増加しています。

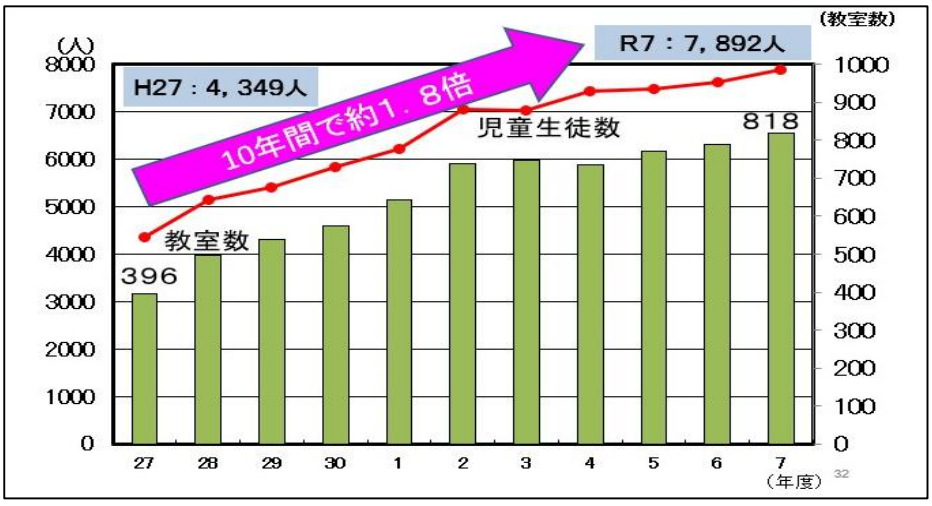
公立特別支援学校で学ぶ児童生徒数は、令和7年度は 1,717 学級 7,764 人で、第3次計画策定時の令和4年度と比べて100学級、887 人増加しています。



【グラフ1】県内の公立小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒数

公立小・中学校、義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は、令和7年度は 3,244 学級、17,273 人で、第3次計画策定時の令和4年度と比べて 470 学級、3,550 人増加しています。　（グラフ1参照）。

公立小・中学校、義務教育学校において通級による指導を受けている児童生徒数は、令和7年度は818教室、7,892 人で、第3次計画策定時の令和4年度と比べて82教室、462人増加しています。（グラフ2参照）



【グラフ2】県内の公立小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒数

グラフの出典：「千葉県の特別支援教育」（千葉県教育庁特別支援教育課）

２　千葉県の特別支援学校の状況

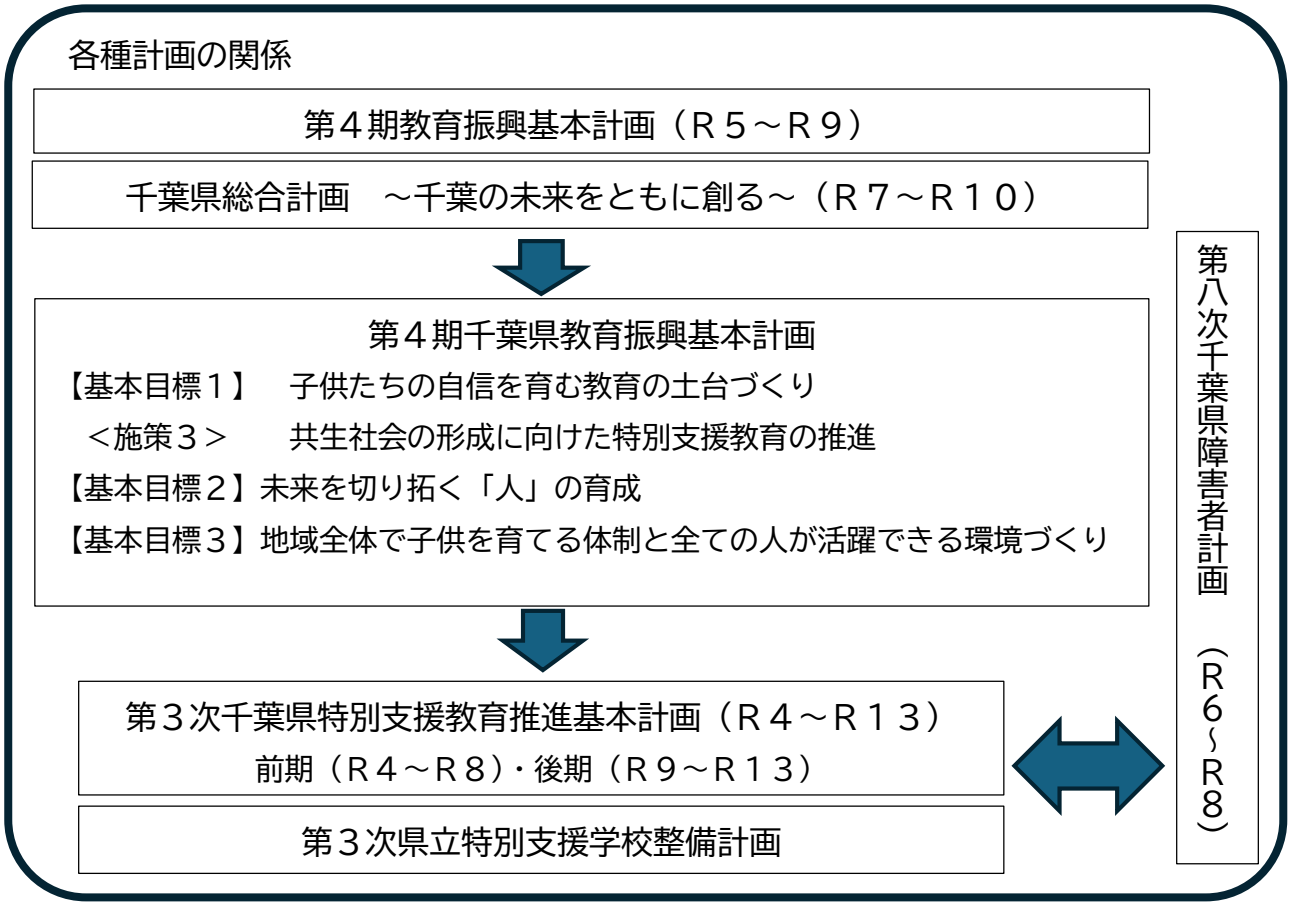
公立特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒数は年々増加しており、第２次、第３次計画に基づき、特別支援学校の整備に取り組んできました。令和４年４月に、流山市内に、高等部のみの特別支援学校、東葛の森特別支援学校を開校しました。

3　各種計画との関係

本計画は、千葉県の特別支援教育が目指す姿を実現していくために、必要となる取組指針や方策等を体系的に示した千葉県の特別支援教育に関する基本的かつ総合的な計画です。

計画の推進に当たっては、教育関係機関はもとより、福祉、労働、保健、医療などの関係機関や企業などとの密接な連携・協力を図りながら、横断的、総合的に取り組んでいきます。

第３次計画を策定した令和4年3月以降、関連する各種計画が改訂されました。



4　特別支援教育をめぐる動き

令和5年3月に文部科学省が公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の報告では、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒数の割合は、小・中学校では推定値8．8％、高等学校では推定値2．2％であることが示されました。このことから、通常学級においても、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることが改めて明らかになりました。

また、令和4年9月には、国際連合障害者権利委員会から日本政府へ、よりインクルーシブな取組を求める勧告が出されました。令和5年6月に閣議決定された国の第４期教育振興基本計画では、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂を進めることとされており、その中で特別支援教育の推進が位置付けられています。

第3章　前期計画の成果と課題（中間評価）

ここでは、各施策の取組状況や成果、課題についてまとめました。

Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

【主な施策1】 地域で共に学び育つ教育の推進

パラスポーツや文化芸術活動等を通した交流及び共同学習を推進し、地域の人々の障害理解の促進につながりました。また、合理的配慮の提供により、全ての幼児児童生徒にとって「分かる・できる」授業づくりを推進しました。

◇課題

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が地域で共に学び、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を充実させる必要があります。

多くの県民の方が障害のある人への理解を深めることができるよう、効果的な情報発信の取組を研究することが必要です。

【主な施策2】 就学前における早期からの相談・支援の充実

特別支援教育コーディネーターが中核となり就学相談や教育相談を実施し、就学前からの切れ目ない支援の充実を図りました。 また、医療的ケア児等支援センターを設置し、ワンストップで相談に対応する体制を整備しました。

◇課題

障害のある子供や保護者に対する相談支援体制を更に充実させる必要があります。

【主な施策3】 小・中学校における特別支援教育の充実

校内支援体制の整備を進めるとともに、特別支援アドバイザー等の派遣等、通級による指導及び通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への支援の充実を図りました。

◇課題

特別支援学級や通級による指導において、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別の教育課程が適切に編成されていない学校があります。

【主な施策4】 高等学校における特別支援教育の充実

通級による指導実施校を拡充しました。また、高等学校に特化した専門家チーム委員の派遣事業を開始し、生徒への支援の充実を図るとともに、教員の指導内容の充実と指導者の専門性の向上を図りました。

◇課題

全ての教員が特別支援教育に対する理解を更に深め、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を一層推進する必要があります。

【主な施策5】 特別支援学校における教育の充実

教育課程や ICT の利活用等の研究に取り組み、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善を推進しました。

◇課題

更に幼児児童生徒の実態に応じた指導の工夫改善を進め、一人一人に応じた指導の充実を図る必要があります。

【主な施策6】 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用を推進しました。また、合理的配慮の提供や基礎的環境整備の概要等について、研修会等を通して理解推進を図ってきました。平成 29 年と平成 31 年に作成した「合理的配慮事例集」に事例を追加し、ホームページ等で情報提供を行いました。

◇課題

合理的配慮の内容等について個別の教育支援計画に明記していない学校もあり、切れ目ない支援の充実を図るためには、引き続き理解啓発を進める必要があります。

【主な施策7】 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

特別支援学校や特別支援学級での勤務経験のある特別支援アドバイザーや専門家チーム委員は学校からの派遣ニーズも高く、学校等の要請に応じた派遣を通して小・中学校等における特別支援教育支援体制及び教職員の指導力向上を図ることができました。

◇課題

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、特別支援学校の幼児児童生徒・保護者・教職員へ適切な相談や専門的な助言を行う人材配置の充実が必要です。

【主な施策8】医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

令和6年度より「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業」を開始し、医療的ケア課題検討委員会にて協議を重ね、医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けた検討を行いました。

◇課題

引き続き、各校における医療的ケアの実施体制の整備が必要です。

より多くの医療的ケア看護職員の専門性維持・向上を図るため、ニーズに応じた研修の内容と方法について検討する必要があります。

Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実

【主な施策1】 特別支援学校の計画的な整備

特別支援学校の過密状況を解消するため「第3次整備計画」に基づき、特別支援学校の新設を含む整備を計画的に進めました。

◇課題

計画策定時の予想を上回って児童生徒数が増加しており、教室不足や施設の狭隘化（きょうあいか）が続いていることから、引き続き、特別支援学校の整備を計画的に進める必要があります。

【主な施策2】 障害の特性に応じた施設・環境の計画的な整備

各県立特別支援学校のスクールバスの運行状況を把握した上で、関係各課と連携し、必要に応じてスクールバスを増車しました。

◇課題

障害の特性に応じた教育を実施するため、引き続き、適切な学習環境の整備を進める必要があります。

【主な施策3】 特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実

特別支援学校の専門性を生かし、地域の小・中学校に在籍する弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒に対して、通級による指導を実施しました。

◇課題

地域の学校や関係機関と連携してニーズを把握し、特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能の充実に努める必要があります。

【主な施策4】 多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

全ての県立特別支援学校においてコミュニティ・スクールを導入し、地域と連携した学校運営を推進しました。

◇課題

専門学科や普通科職業コースの在り方、寄宿舎の活用等について、多様な教育的ニーズを踏まえた検討を進め、特色ある学校づくりを一層推進する必要があります。

Ⅲ ICT の利活用による教育の質の向上

【主な施策1】 個別最適化した学びを実現するための ICT 活用による指導の充実

１人１台端末やデジタル教科書等を活用し、個に応じた指導の充実を図りました。

◇課題

ICT を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげるため、引き続き、研究や実践を深める必要があります。

【主な施策2】 ICT 環境の整備

特別支援学校の小・中学部の児童生徒用タブレット端末を整備しました。また、校務の効率化及び教職員の負担軽減を図るため、全ての県立特別支援学校に校務支援システムを導入しました。

◇課題

障害の特性に応じた ICT の活用を進めるとともに、情報モラルの育成や「わかる授業」の実現に向け、教職員の ICT 活用指導力の向上を図る必要があります。

【主な施策3】 ICT を活用した関係機関との連携

オンライン会議を活用することで、時間や場所の制約を受けずに研修会や連絡会を実施し、専門家や関係機関との連携を図りました。

◇課題

ICT の活用場面が限定的であることから、より効果的な活用方法やネットワークの構築について、引き続き研究を進めていく必要があります。

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

【主な施策1】 自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実

職業教育の充実を図るため、各特別支援学校において様々な体験活動を実施するとともに、専門的な知識を有する講師を活用しました。

◇課題

学校教育全体を通じたキャリア教育の充実を図り、一人一人の障害の状態や発達段階に応じたキャリア発達を支援する必要があります。

【主な施策2】 生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実

県教育委員会が主催するネットワーク会議に加え、各地区において情報交換会を実施し、地域ごとの課題を共有することで、職業教育の充実を図りました。

◇課題

ネットワークを活用して職業教育の充実を図るとともに、全ての県立特別支援学校が小学部段階から各種検定に積極的に参加し、系統的なキャリア教育につなげていく必要があります。

【主な施策3】 千葉県教育委員会における障害者の雇用に向けた取組

クリーンメイトセンター及び巡回オフィスを増設し、障害のある人の雇用を促進しました。また、令和5年度から3年連続で法定雇用率を上回りました。

◇課題

障害のある職員が安心して相談でき、適切な合理的配慮が提供される職場環境を一層整備する必要があります。

【主な施策4】 生涯にわたる多様な学びの機会の充実

年間3～5市町村を対象に、障害のある人も参加できる講座の開講を支援し、障害のある人への学びの場と機会の提供を進めました。また、開講支援をした市町村では、支援終了後も継続して講座が実施されています。

◇課題

障害のある人も参加できる講座を実施している公民館の割合は増加していますが、今後は障害のある人の学びの支援をする講座を増やし、障害のある人の学びの場と機会の充実を図ることが必要です。

【主な施策5】 障害に対する理解の普及啓発

パラスポーツフェスタちば及びパラスポーツフェスタとうかつを開催し、パラスポーツを通じて地域の方々と障害のある人との交流を促進するとともに、障害に対する理解の普及啓発を図りました。

◇課題

パラスポーツ等を通じて地域の方々の障害に対する理解が深まる一方、障害のある人がこうした機会に積極的に参加できる体制を構築する必要があります。

Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

【主な施策1】 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級における特別支援学校教諭免許状の保有率は、いずれも目標を達成し、全国平均も上回っています。

◇課題

小・中学校の特別支援学級における特別支援学校教諭免許状の保有率は目標を達成しているものの、特別支援学級や通級指導教室の増加に伴い、免許状保有者を更に確保していく必要があります。

【主な施策2】 特別支援教育に関する研修の充実

県総合教育センター特別支援教育部で作成している「特別支援教育基礎コンテンツ」は、作成後は、毎年2つの障害について改訂し、現場の多様なニーズに対応するとともに、教員が障害に関する専門的な知識をいつでも学べる環境を整備しました。

◇課題

多くの学校で特別支援教育に関する校内研修を実施していますが、全ての教員が特別支援教育に関する理解を深めることができるよう、研修機会の更なる充実を図る必要があります。

【主な施策3】 学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成と活用

地域で活躍している特別支援学級担任や通級による指導担当教員が、県教育委員会の主催する研修会等で講師を務め、実践や研究の成果を広く紹介することにより、地域における特別支援教育の充実を図りました。

◇課題

高等学校における特別支援教育の充実が喫緊の課題となっていることから、各地域において特別支援教育の中核となる教員を育成し、その専門性や実践を校内及び地域に広げていく必要があります。

【主な施策4】 特別支援教育推進に向けた学校経営の充実

新任管理職研修等において、小・中学校等の管理職を対象とした特別支援教育に関する研修を年4回実施し、管理職の特別支援教育に関する理解促進を図りました。

◇課題

「インクル COMPASS」について、周知は進みましたが、学校における活用が十分に広がっていないことから、更なる活用を促進する必要があります。

【主な施策5】 異校種間の計画的な人事交流の推進

小・中学校等と特別支援学校との間で、管理職を含めた人事交流を実施し、互いの学校の状況や課題に対する理解を深めるとともに、特別支援教育を担う人材の裾野を広げました。

◇課題

人事交流者が特別支援教育に関する専門性を更に高め、小・中学校及び高等学校へ帰還後に、特別支援教育の中核となる人材として活躍できるよう、研修等を充実させる必要があります。

後期計画では、中間評価や特別支援教育に関する状況の変化や国における次期学習指導要領に向けた検討の方向性を踏まえ、障害の有無にかかわらず、全ての子供が可能な限り共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。また、連続性のある多様な学びの場を整備するとともに、通常の学級における取組を基盤として、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校が連携し、重層的な指導・支援体制の充実に努めます。

第4章　今後の取組と目標（後期計画）

前期計画の取組状況や中間評価、特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、これまでの取組を見直し、今後必要となる取組を以下に後期計画として示します。

Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

【主な施策1】 地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習をさらに推進するとともに、地域の人々が障害のある幼児児童生徒への理解を深める啓発活動等の取組を進めます。また、障害の有無に関わらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるパラスポーツや文化芸術活動を通じた交流活動の推進に取り組みます。

【具体的な取組】

〔①　分かる授業づくり、多様性を認め合う学級経営の推進〕

ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境整備や授業づくりを進め、学習指導案に困難さに応じた手立てを具体的に明記することを徹底し、全ての幼児児童生徒にとって学びやすい環境整備、指導の実現に努めます。また、一人一人の困難さに応じた合理的配慮の提供により、幼児児童生徒にとって「分かる・できる」授業づくりを推進するとともに、多様性を認め合える学級経営を目指します。

変更〔⑤　メールマガジンの発行〕

→〔⑤　特別支援教育に関する情報の発信〕

教員をはじめ多くの県民の方が、障害のある人への理解を深められるよう、千葉県の特別支援教育の取組を中心に、県教育委員会から、特別支援教育の取組や参考となる情報を従来のウェブサイトに加え、配信サイトの専用ページ等で積極的に発信します。

【主な施策2】 就学前における早期からの相談、支援の充実

医療、保健、福祉等の関係者や関係機関、NPO 等との円滑な連携に資するネットワークを活用して、支援体制を強化し、障害のある子供への早期からの教育相談・支援体制の充実を図っていきます。

【主な施策3】 小・中学校における特別支援教育の充実

小・中学校の特別支援学級や通級による指導のさらなる充実を図るとともに、通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒も含め、全ての障害のある児童生徒が、障害による困難さに配慮した十分な教育が受けられるよう、校内支援体制及び指導・支援の充実を図っていきます。

また、中学校卒業後も切れ目ない支援体制を整備するために、小・中学校を支える校外からの支援体制の充実を図っていきます。

【主な施策4】 高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の卒業後を見据えた適切な指導の充実、及び就労支援体制の構築を図るとともに、中学校や特別支援学校、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を更に深め、キャリア教育の充実に努めていきます。

【具体的な取組】

〔④　通級による指導実施校の連絡協議会による指導の充実〕

通級による指導実施校の連絡協議会を定期的に開催し、通級による指導担当教諭間のみならず実施校の管理職間における情報交換、課題協議を実施し、通級による指導の指導体制、指導方法の充実を図っていきます。また、学校に県特別支援教育専門家チーム委員である民間の事業者を派遣し、通級による指導の充実を図っていきます。更に巡回による指導の実施校を増やし、指導実施校の拡充を図ります。

【主な施策5】 特別支援学校における教育の充実

障害のある幼児児童生徒が、持てる力を発揮して自立し社会参加できるように、多様なニーズを把握し、障害の状態や特性に応じた指導の充実を図ることで一人一人の資質・能力を育んでいきます。ICTを活用するなど、教育環境を整え、学習指導要領の着実な実施を進めていきます。

【主な施策6】 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と、教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、合意形成されたその合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図っていきます。また、定期的に合理的配慮の見直しを行い、その時点での適切な合理的配慮の提供に努めるとともに、合理的配慮の提供の状況を次の進路先に引継ぎ、切れ目ない支援の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

変更〔④　全ての児童生徒に分かる授業づくりの推進〕

→【主な施策１】【具体的な取組】①と統合

【主な施策7】 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

障害のある幼児児童生徒の教育について高い専門性のある外部人材の配置及び活用を通して、各学校における特別支援教育の指導・支援体制の充実、教職員の指導力向上を図るとともに、学校を支える外部人材の配置を推進し、各学校の指導・運営体制の強化を図っていきます。

また、地域の教育資源を積極的に活用し、学校運営や学習指導、生活指導の充実を図るとともに、特別支援教育の理解啓発を図っていきます。

【具体的な取組】

〔③　特別支援学校の関係者に、相談や助言を行う人材の配置〕

特別支援学校の幼児児童生徒、保護者、教職員へ適切な相談や専門的な助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置します。

【主な施策8】 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、高度な医療的ケアに対応し、安全で確実な医療的ケアの実施ができるよう、教員及び医療的ケア看護職員への研修の充実に努めていきます。

また、医療的ケア児支援法の成立に伴い、小・中・高等学校等の全ての学校に在籍する医療的ケア児受け入れに必要な体制整備を行っていきます。

【具体的な取組】

〔②　医療的ケア児の通学支援の体制整備〕

医療的ケア児が安心・安全に登校できるよう、送迎にかかる保護者の負担軽減も踏まえ、福祉タクシーやスクールバス等の利用、医療的ケア看護職員の配置等について他県の状況を研究し、医療的ケア児の通学支援の体制整備を図ります。

〔④　教員及び医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上〕

教員及び学校に勤務する全ての医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上を目指した研修体系の構築を図るとともに、研修協力病院の拡充を図っていきます。また、医療的ケア看護職員に助言をする医療的ケアアドバイザーを県教育委員会に配置します。

目標項目	第3次計画策定時	現状（令和7年度）	目標（令和13年度）
特別支援学校が小・中学校等とパラスポーツを通した交流及び共同学習を実施した割合	１５％	５９％	増加を目指します
県総合教育センター特別支援教育部による教育相談研修の実施回数	2回	6回	6回
市町村教育委員会等の就学担当者への研修会累計受講者数	５２人	２２１人	増加を目指します
個別の教育支援計画の活用率（公立小・中学校等）	６７．７％	７９.５％（R６実績）	１００％
個別の指導計画の活用率（公立小・中学校等）	７１．３％	７８．３％（R６実績）	１００％
特別支援学校において、授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	７３．７％	７８．２％（R６実績）	１００％
特別支援アドバイザーの公立小・中学校等への派遣実施率	９６．３％	９７．６％	１００％
医療的ケア看護職員の実技研修参加人数	60名目標のうち55名参加	90名目標のうち79名参加	120名目標のうち全員参加

表１「Ⅰ 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実」についての目標値と進捗状況

Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実

【主な施策1】 特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「第3次県立特別支援学校整備計画」により、計画的に整備を進めていきます。

【主な施策2】 障害の特性に応じた施設・環境の計画的な整備

障害のある幼児児童生徒等が、その能力や可能性を最大限に発揮し、自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害の特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めていきます。

【主な施策3】 特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実

複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校の展開・充実に努めるとともに、教育相談や特別支援学校における通級による指導の実施など、地域の特別支援教育のセンターとして、支援機能の一層の充実を図っていきます。

【主な施策4】 多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

一人一人の幼児児童生徒が、変化の激しい予測困難な時代の中で必要となる資質・能力を育むとともに、自分の良さや可能性を認識しながら持てる力を高め、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開いていくことができるように、時代に応じた新たな教育活動や、個別最適な学びを進める特色ある学校の在り方を検討していきます。

目標項目	第3次計画策定時	現状（令和7年度）	目標（令和13年度）
県立特別支援学校教職員が、福祉、保健医療、労働などの関係機関等との連絡・調整会議に参加した回数	１４９５回	２,０７８回	増加を目指します
県立特別支援学校教職員が、特別支援教育の理解啓発のために地域に働きかけた研修会の回数	２８９回	３４５回	増加を目指します
県立特別支援学校におけるコミュニティ・スクール校数	2校	全ての特別支援学校	全ての特別支援学校

表2「Ⅱ 特別支援学校の整備と機能の充実」についての目標値と進捗状況

Ⅲ ICT の利活用による教育の質の向上

【主な施策1】 個別最適化した学びを実現するための ICT 活用による指導の充実

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるようにするとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、幼児児童生徒が最大限の力を発揮できるよう、 ICT を利活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れます。

また、特別な支援が必要な幼児児童生徒の学習機会の確保や、災害や感染症等による学校の臨時休校など緊急時においても学びを保証する取組として、オンライン学習システムを推進します。

【主な施策2】 ICT 環境の整備

学習の基盤となる資質能力の一つである情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を目指し、学習活動において積極的に ICT を活用できるように、教育用コンピュータ及びタブレット端末や、通信環境の整備・更新を進めます。

また、校務支援システムを導入するなどの ICT 化を図ることで、学校における校務の負担軽減を図り、教員の幼児児童生徒に向き合う時間を確保します。

【主な施策3】 ICT を活用した関係機関との連携

幼児児童生徒の学習や生活における支援のためには、家庭、医療、福祉等の関係機関との連携が必要不可欠です。ICT を活用してのオンラインによる会議等で、より多くの関係機関からの助言等を得ることで、幼児児童生徒へのよりよい支援へつなげます。

目標項目	第 3 次計画策定時	現状（令和７年度）	目標（令和 13 年度）
県立特別支援学校において児童生徒の ICT 活用を指導することができる教員の割合	７３．７％	７９．６％（Ｒ６実績）	１００％

表３「Ⅲ　ICT の利活用による教育の質の向上」についての目標値と進捗状況

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

【主な施策1】 自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実

幼児児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。

【主な施策2】 生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実

幼児児童生徒が持つ能力や可能性を高め、自立し社会参加するため、学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進めます。特別支援学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関連機関との連携を深めるなど、一人一人のニーズに応じた卒業後の豊かな生活に向けた取組を推進します。

【主な施策3】 千葉県教育委員会における、障害者の雇用に向けた取組

障害のある人の雇用促進のため、県立学校等を拠点として近隣の県立学校等を巡回して清掃業務や環境整備を行うクリーンメイトセンターでの雇用、パートナーズオフィスでの雇用、及び職員のサポート相談等を実施し、障害のある人の雇用と安定して働き続けることができるサポート体制の構築を進めます。

【具体的な取組】

〔① 県教育委員会における障害者雇用拡大に向けた取組〕

法定雇用率の引き上げに伴い、本庁各課の資料整理などを集約して行うパートナーズオフィスや県立学校の清掃や美化活動を行うクリーンメイトセンターを拡充し、障害のある人の雇用の拡大に努めていきます。

【主な施策4】 生涯にわたる多様な学びの機会の充実

社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸長していくことができるよう、在学中から生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後における学びの場の県内各地への普及促進に取り組みます。

【具体的な取組】

〔② 社会教育施設における学びの場と機会の充実〕

さわやかちば県民プラザでは、地域の公民館等の社会教育施設において、障害の有無にかかわらず共に学ぶことができるよう、生涯学習講座の開講を支援するとともに、障害者の学びの支援講座を開講し、障害のある人の学びの場と機会の充実を図っていきます。

【主な施策5】 障害に対する理解の普及啓発

障害者の生活の質の向上や社会参画を目指し、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害に対する理解の普及啓発を今後も進めていきます。

【具体的な取組】

変更〔②　メールマガジンの発行による障害に対する理解の普及啓発〕

→〔②　配信サイト等の活用による障害に対する理解の普及啓発〕

県教育委員会の配信サイト等を通して、障害の有無にかかわらず、共に学び、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指す千葉県の取組について積極的に情報を発信し、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

目標項目	第3次計画 策定時	現状 （令和7年度）	目標 （令和13年度）
特別支援学校卒業生における1年後の就労定着率	９１．６％	９２．６％	増加を 目指します
障害者の学びの支援講座が実施されている公民館の割合	― ％	未集計	設定中

表４「Ⅳ　卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実」についての目標値と進捗状況

Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

【主な施策1】 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成

小・中学校の教員に対して、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習の受講を促進し、特別支援教育の理解及び指導力の向上を図っていきます。

また、特別支援教育枠での教員の採用、大学等と連携しての学生ボランティアや教職インターンシップの受け入れなどにより、これからの特別支援教育を支える人材の確保、育成に努めていきます。

【主な施策2】 特別支援教育に関する研修の充実

校長を含むすべての教職員に対し、特別支援教育の意義はもとより、発達障害を含む障害の理解や指導に関する基礎的事項等についての研修の充実を図り、全ての教員、特別支援学級担任や通級による指導担当教員、特別支援学校教員、それぞれに求められる専門性の向上を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や、強度行動障害や精神疾患などの生活全般において困難を有する幼児児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や指導・支援の方法について理解を深め、特別支援教育に関する教員の資質向上を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援教育に関するコンテンツや資料の活用促進〕

県総合教育センターが作成している障害別基礎研修コンテンツは改訂後にホームページで公開し、保育所用コンテンツ、幼稚園用コンテンツ、高等学校用コンテンツ、特別支援学級担任指導力向上パッケージ等や、県教育委員会で作成している「特別支援教育指導資料」「合理的配慮事例集」等について、市町村教育委員会や各学校に対して積極的に広報し、活用の推進を図っていきます。

また、特別支援教育の経験が少ない教員や、通常の学級の教員が、計画的に特別支援教育についての専門性向上を図れるよう、千葉県教職員研修体系や全国教員研修プラットフォームの研修履歴等を活用します。

変更〔② 専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入〕

→以下の【主な施策３】【具体的な取組②】と統合し、「特別支援教育マイスター認定制度」の導入は見送りますが、小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導担当教員、通常の学級担任を対象に県総合教育センターや県発達障害者支援センターと連携して専門性の向上を図ります。

〔⑨ 高等学校の教員に対する研修の充実〕

高等学校の特別支援教育コーディネーター研修の充実を図るとともに、生徒指導主事や進路指導主事等に対しても、関係の研修会や連絡協議会において特別支援教育に関する内容を取り入れ、高等学校における特別支援教育を充実させていきます。また、研修会等で活用した動画コンテンツなどを広く高等学校の教員が視聴できるようにし、高等学校教員の特別支援教育への理解を深めます。

〔⑫　研修会における手話等の普及の促進と、聴覚障害の理解推進〕

「手話に関する施策の推進に関する法律」や「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」を踏まえ、研修会で手話等の普及の促進、聴覚障害に対する理解の促進を図っていきます。また、合理的配慮に関する内容も研修に取り入れ、共生社会の形成に向けた取り組みを推進していきます。

【主な施策3】 学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成と活用

本県で特別支援教育を推進して行くには、次代を担う人材の育成を計画的に進め、高い専門性を有する教員を多数確保することが必要になることから、学校・地域において特別支援教育の中核となる教員を育成し、活用を図っていきます。

【具体的な取組】

地域の核となるエリアコーディネーターや中核特別支援教育指導教員を指名し、それぞれが有する専門性を地域に広め、次代を担う教員を育成する計画でしたが、既存のネットワークを生かした人材育成を重視することとし、市町村や学区等のネットワークを活用しながら、地域で中核的な役割を果たす教員の育成に取り組み、地域の特別支援教育の充実を図ることとします。

変更〔①　地域の核となる（仮称）エリアコーディネーターの指名〕

→〔①　高等学校における特別支援教育の推進を図るための通級指導担当教員等の活用〕

高等学校における通級による指導担当教員等の特別支援教育の理解と指導力に優れた教員を、研修会の講師として活用するなどし、地域における高等学校の特別支援教育の充実を目指します。

変更〔②　（仮称）中核特別支援教育指導教員の指名、活用〕

→〔②　地域で中核的な役割を果たす教員の育成、活用〕

特別支援学級担任や通級による指導担当教員の指導力の向上を図り、地域で中核的な役割を果たす教員を育成するとともに、研修会の講師として活用するなどし、地域における特別支援教育の充実を図っていきます。

【主な施策4】 特別支援教育推進に向けた学校経営の充実

今後、更に特別支援教育を推進するため、教員個々が研鑽を積むことのみならず、学校管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育を推進するための学校経営の充実を図っていきます。

変更〔②　特別支援教育を推進している学校に対する表彰制度の創設〕

→〔②　特別支援教育を推進している学校の周知〕

管理職のリーダーシップの下、学校全体で特別支援教育を推進している学校の取組をホームページや配信サイト等で周知することで、特別支援教育推進に向けた学校経営の

充実という視点を広め、組織的、計画的に特別支援教育に取り組む学校を増やしていきます。

【主な施策5】 異校種間の計画的な人事交流の推進

特別支援教育を担う人材の裾野を広げ、さらには担い手の専門性を向上させるため、異校種間の計画的な人事交流を推進します。

目標項目	第3次計画策定時	現状（令和7年度）	目標（令和13年度）
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状（自立教科等免許含む）の保有率	９２．２%	９３．７%	９５．０%
小・中学校の特別支援学級における特別支援学校教諭免許状（自立教科等免許含む）の保有率	３７．９%	４０．１%	６０．０%
小・中学校等における特別支援教育に関する校内研修実績	７７．０%	７６．５%（R６実績）	１００%
小・中学校等における県教育委員会等による特別支援教育に関する研修を受講した学校数の割合	― %	８６．１%（R６実績）	１００%
専門性向上のための研修受講者数（累計）	― 名	９０名	４５０名
小・中学校等の管理職を対象とした特別支援教育に関する研修の実施回数	― 回	４回	４回
小・中学校等におけるインクル COMPASS 活用の割合	― %	８．２%（R６実績）	８０%
配信サイト等で紹介した特別支援教育推進校数	― 校	― 校	１５校
小・中学校等から特別支援学校への人事交流者の人数	１６名	１８名	増加を目指します
小・中学校等教職員の国立特別支援教育総合研究所等での研修への参加者数	― 名	年間４名	年間５名

表５「Ⅴ　特別支援教育に関する教員の専門性の向上」についての目標値と進捗状況

（資料）

主な施策の取組状況
（中間評価個表）

Ⅰ　障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

【主な施策１】　地域で共に学び育つ教育の推進

具体的な取組	①　分かる授業づくり、多様性を認め合う学級経営の推進 ②　ＩＣＴを利用した交流及び共同学習の推進 ③　副次的な籍の研究 ④　パラスポーツや文化芸術活動を通した交流及び共同学習の充実 ⑤　メールマガジンの発行 ⑥　特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標※（Ｒ８年度）
特別支援学校が小・中学校等とパラスポーツを通した交流及び共同学習を実施した割合	15%	38%	43%	40.5%	59% 達成	30%

実施状況	・公立学校等における合理的配慮の提供について周知し、全ての幼児児童生徒にとって「分かる・できる」授業づくりの促進に取り組みました。 ・令和７年度、22 校の特別支援学校が小・中学校等とパラスポーツを通した交流及び共同学習を実施しました。パラスポーツを通しての交流は児童生徒同士のやり取りの機会をもつことができ、交流及び共同学習の体制に適していると考えています。 ・県立特別支援学校と公立小学校が協働してアート作品づくりをしたり、パラスポーツ「ボッチャ」に一緒に取り組んだりする等、パラスポーツや文化芸術活動を通した交流及び共同学習の充実を図りました。また、公立学校にパラアスリート等を派遣し、講演会や体験会を実施する等、障害のある児童生徒の理解促進に取り組みました。
今後の方向性	・ＩＣＴを利用した交流及び共同学習が推進されるよう、好事例の収集と周知を進めていきます。 ・交流及び共同学習の充実を図るため、特別支援学校を拠点としたパラスポーツや文化芸術活動を通じた交流活動の推進に取り組みます。 ・教員が様々なパラスポーツについて学ぶ機会を設け、パラスポーツを通した交流がさらに広がっていくようにしていきます。 ・メールマガジンによる情報発信は登録者への配信に限られることから、より多くの方へ情報を届けるため、従来のウェブサイトに加え、配信サイトの専用ページ等で広く情報を発信していきます。 ・障害のある子供の学びの支援とその充実を図るため、コミュニティ・スクールの機能を生かし、学校と地域・関係機関との連携・協働を推進していきます。

※令和8年度の目標値は、本計画策定時に設定した数値です。

【主な施策２】　就学前における早期からの相談・支援の充実

具体的な取組

（１）早期からの教育相談・支援体制の一層の充実
- ①　相談窓口の周知による早期からの教育的支援
- ②　県相談機関における教育相談の充実
- ③　特別支援学校における教育相談の充実
- ④　相談支援に関わる機関の連携強化

（２）きめ細かな就学相談と学びの場の検討への支援の充実
- ①　就学相談における積極的な情報提供
- ②　健康診断等における診断結果の情報共有
- ③　学びの場の柔軟な見直し
- ④　医療的ケア児に関する就学前段階からの情報収集
- ⑤　障害のある幼児の就学に関わる関係機関の連携強化
- ⑥　就学担当者に対する研修の充実
- ⑦　適切な就学支援に向けた教育支援委員会の開催と協力員の指名

（３）幼稚園における支援体制の充実
- ①　個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用促進
- ②　幼稚園教職員の専門性向上に向けた研修会への参加促進
- ③　障害の理解や指導・支援の在り方を助言するための専門職の活用促進

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
県総合教育センター特別支援教育部による教育相談研修の実施回数	２回	２回	３回	２回	６回 達成	４回
県子どもと親のサポートセンターによる教育相談研修の実施回数	13 回	11 回	11 回	12 回	18 回 達成	15 回
市町村教育委員会等の就学担当者への研修会累計受講者数	52 人	53 人	109 人	166 人	221 人 達成	100 人

実施状況

・県総合教育センター特別支援教育部が実施する特別支援教育相談研修では、実態把握の方法や教育相談等、受講者のニーズに合った研修内容を取り上げており、研修参加者の評価は高い状況になっています（受講後アンケート結果：肯定的回答 95%）。実施回数は目標値に至っていませんが、前年度の受講者アンケートの結果を参考に研修形態や回数等を見直すことで研修自体の質は向上させることができました。
・令和４年度に千葉県医療的ケア児等支援センター「ぽらりす」を設置し、様々な相談にワンストップで対応しています。令和５年から看護師を配置し、専門的な相談にも対応できるようにしました（令和７年度実績：相談件数 301 件・専門人材の育成等に関する研修 12 回開催）。
・県子どもと親のサポートセンターが実施する教育相談に関する研修では、受講者のニーズに応じた研修内容の充実と対面に加え、オンラインやオンデマンド形式を取り入れ、受講しやすい研修形態を工夫することにより、受講者の満足度も高い水準を維持しています。
・就学事務担当者研修会には、毎回ほぼすべての市町村教育委員会の就学担当者が参加しました。就学事務手続きに関する内容に加えて、通級における指導や医療的ケアといった内容についても情報提供しました。

今後の方向性

・今後もオンラインやオンデマンド形式等、受講しやすい環境づくりに努めるとともに、受講者が主体的な研修になるよう、研修の在り方を工夫していきます。
・引き続き、「ぽらりす」と連携し、医療的ケア児とその家族の支援体制強化を図っていきます。
・今後、研修内容の検討等、受講者満足度向上と受講者の拡大を目指していきます。
・就学事務担当者研修会では、就学事務担当者が本人や保護者に正確な情報を提供し、適切な就学先を決定できるように引き続き研修内容の工夫等を図っていきます。

【主な施策３】　小・中学校における特別支援教育の充実

① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び必要な支援の実施
② 通常の学級における発達障害のある児童生徒への支援
③ 特別支援学級における児童生徒のニーズに応じた教育課程の編成
④ 通級による指導の担当教師と通常の学級担任の連携強化
⑤ 困難さに応じた通級による指導の充実
⑥ 県教育委員会が作成した自立活動動画の活用
⑦ 教育事務所指導主事による学校訪問や特別支援アドバイザー等の派遣の推進
⑧ 市町村教育委員会、市町村福祉部局等との連携強化
⑨ 隣接する学校間の適切かつ効果的な引継ぎの実施
⑩ 県教育委員会が作成した資料、成果物の活用
⑪ 中学校卒業後の進路情報を周知する体制の構築

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
特別支援アドバイザーの公立小・中学校等への派遣実施率	96.3%	99%	95.6%	97.9%	97.6% 未達成	98.2%

実施状況	・特別支援学級や通級による指導の充実に向けて、毎年、特別支援学級及び通級担当者等を対象にした連絡協議会を開催しました。 ・学校等の要請に応じて各教育事務所の特別支援教育担当指導主事による学校訪問を積極的に実施しました。また、特別支援アドバイザーや専門家チームを派遣し、障害のある幼児児童生徒についての理解や指導・支援の在り方、園・校内体制の充実に向けての指導・助言を行いました。 特別支援アドバイザーの派遣実績は、令和５～７年度は目標値に至っていませんが、可能な限り市町村教育委員会や学校等の要請に応じて派遣を実施しました。
今後の方向性	・受講者アンケートの結果等を踏まえて、特別支援学級及び通級担当者向けの協議会等の内容の充実を図っていきます。 ・特別支援アドバイザーや専門家チームの派遣実施率を今後も向上させていけるよう、特別支援教育担当指導主事による学校訪問や管理職向けの研修等で積極的に周知を図っていきます。

【主な施策４】　高等学校における特別支援教育の充実

① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び必要な支援の実施
② 個別の教育支援計画、個別の指導計画の積極的な活用
③ 中学校の特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事との連携推進
④ 通級による指導実施校の連絡協議会による指導の充実
⑤ 特別支援学校の就労支援コーディネーターとの連携強化
⑥ 生徒の自己理解の促進
⑦ ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携推進

実施状況	・県立高等学校においては、令和７年度に巡回指導を含む 15 校で「通級による指導」を実施しました。また、支援のヒントやポイントをつかめるようにガイドブックを作成・配付しました。 ・特別支援学校の生徒をはじめとする障害のある人の就労に向けて、関係機関における相談支援や、生徒の職業準備訓練の実施、学校と企業等との連絡調整に取り組みました。
今後の方向性	・高等学校において特別支援教育への更なる理解が得られるよう、専門家チーム委員の民間事業者等を活用しながら通級による指導の充実、特別支援教育コーディネーターの育成等に取り組みます。 ・関係機関と連携を図りながら就労を希望する生徒への支援を充実させていきます。

【主な施策５】　特別支援学校における教育の充実

① 学びの連続性を重視した教育課程の改善
② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
③ 一人一人に応じた指導の充実
④ 交流及び共同学習の充実

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
特別支援学校において、授業中にＩＣＴを活用して指導することができる教員の割合	73.7%	70.3%	75.7%	78.2%	80.9% 未達成	100%

実施状況	・研究指定校を指定し、教育課程の改善及びＩＣＴの効果的な活用を研究し、指導体制の一層の充実に取り組みました。 ・感染症の流行により学校間交流、居住地校交流ともに減少し、手紙やオンラインでの交流を中心に実施していましたが、徐々に対面での交流が増えてきました（令和７年度：学校間交流 520 回・居住地校交流 988 回）。
今後の方向性	・継続して計画的に研究指定校を指定し、教育課程やＩＣＴの利活用等の研究に取り組んでいきます。特に、ＩＣＴの利活用については特別支援学校の指導訪問を通して、適切な指導・助言を行い、授業中にＩＣＴを活用して指導することができる教員の育成を進めていきます。 ・各校で作成している「ＩＣＴを活用した指導事例集」をとりまとめ、共有することで特別支援学校において、授業中にＩＣＴを活用して指導することができる教員の割合を増加させていきます。 ・交流及び共同学習の充実については主な施策１「地域で共に学び育つ教育の推進」における「ＩＣＴを利活用した交流及び共同学習の推進」と連携しながら、一体的に推進を図っていきます。

【主な施策６】　合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

① 教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供
② 教職員のスキルアップにつながる支援環境づくりの推進
③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の更なる活用推進
④ 全ての児童生徒に分かる授業づくりの推進
⑤ 合意形成に向けた建設的な対話
⑥ 適切な合理的配慮の提供

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
個別の教育支援計画の活用率（公立小・中学校等）	67.7%	70.9%	75.1%	79.5%	85.0% （Ｒ６年度実績） 未達成	90%
個別の指導計画の活用率（公立小・中学校等）	71.3%	73.1%	75.8%	78.3%	81.4% （Ｒ６年度実績） 未達成	90%

実施状況	・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用率は、目標値には至っていないものの毎年活用率は向上しています。作成から活用の流れが定着していくように、両計画の作成と活用に関する通知を発出し、活用率の向上に努めました。 ・障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供がなされるよう、各種研修会等で「合理的配慮事例集」の周知を図っています。
今後の方向性	・個別の両計画の活用率向上に向けて、各教育事務所特別支援教育担当指導主事による指導訪問等で管理職に対して両計画の作成と活用の意義等について周知を行い、学校全体で理解啓発が進むよう取り組んでいきます。 ・「全ての児童生徒に分かる授業づくりの推進」は、主な施策１「地域で共に学び育つ教育の推進」における「分かる授業づくり、多様性を認め合う学級経営の推進」と内容が重複することから、両取組を一本化し、効果的な推進を図ります。 ・今後も合理的配慮への理解が得られるよう各種研修会等で周知するとともに、「合理的配慮事例集」に事例を追加する等、必要な情報提供を行っていきます。

【主な施策７】　学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

① 特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がある人材の活用
② 学校教育法施行規則に規定された職員の活用
③ 特別支援学校の関係者に相談や助言を行う人材の配置
④ 特別支援学校における技術・技能を有する人材の活用
⑤ 地域の公民館や図書館などの公的機関や人材の積極的な活用

実施状況	・市町教育委員会や学校等の要請に応じ特別支援アドバイザーや専門家チームを派遣し、必要な指導・助言を行いました。 ・医療的ケア看護職員を統括・指導する役割を担う医療的ケア看護職員の配置について検討を進めましたが、配置には至りませんでした。 ・特別支援学校については、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用が促進されるように、通知を発出し、周知を図りました。
今後の方向性	・市町教育委員会や学校等の要請に応じ特別支援アドバイザーや専門家チームを派遣していきます。また、継続して専門性の高い人材を活用できるように他課と連携しながら、人材の確保にも努めていきます。 ・特別支援学校については、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用が広がるように、今後も通知等を発出し、周知を行っていきます。

【主な施策８】　医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援の充実

① 医療的ケア看護職員等の校外行事への同行
② 医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けた検討
③ 医療的ケア看護職員の認知向上
④ 教員及び医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上
⑤ 医療的ケア児の理解促進及び医療的ケア実施体制の構築

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
医療的ケア看護職員の実技研修参加人数	90 名 目標で 55 名参加	65 名	70 名	82 名	79 名 未達成	90 名 目標で 全員参加

実施状況	・令和６年度より「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業」をモデル校５校で開始しました。医療的ケア課題検討委員会にて協議を重ね、医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けた検討を行いました。 ・医療的ケア看護職員の実技研修は、目標の参加人数には至っていないものの参加者は増加しました。 ・医療的ケア実施校連絡協議会等を活用して市町村教育委員会担当者に対して、医療的ケアや体制整備をする上での留意点等について周知を図りました。
今後の方向性	・「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業」については、実施校の拡大等について外部有識者や関係機関等と連携しながら、検討を進めていきます。 ・医療的ケア看護職員の実技研修に参加したくても、勤務時間等の関係で参加できない方がいるため、参加しやすい研修体制の整備を検討していきます。また、医療の進歩とともに医療的ケアの内容も複雑化していることから、医療的ケア看護職員のニーズに応じた研修内容の検討も進めていきます。 ・医療的ケアアドバイザーが各県立学校を巡回し、医療的ケア看護職員一人一人の状況に応じた専門的な助言や支援を行うことで、安心して業務に従事できる環境づくりに取り組んでいきます。 ・各市町村教育委員会の医療的ケアの体制整備や医療的ケア看護職員の役割の理解等が進むように、国の動向や市町村教育委員会のニーズに応じた協議会等の内容の充実を図っていきます。

Ⅱ　特別支援学校の整備と機能の充実

【主な施策１】　特別支援学校の計画的な整備	
①　県立特別支援学校の計画的な整備 ②　学校施設の防災機能の強化	
実 施 状 況	・「第３次県立特別支援学校整備計画」（前期計画）に示した千葉・葛南地域、東葛飾地域、北総地域、南房総地域の対象校について、新設校の設置３校、校舎の増築１校、仮設校舎の設置１校の対応を進めました。また、対応予定とされていなかった地域についても、状況に応じた対応が必要であると判断し、新設校の設置１校、利用可能教室の増加２校に取り組みました。 ・津波や水害等の危険が想定される学校について、関係市町村等との連携・協力をとおして、移設を含めた対応方法を検討しました。
今後の方向性	・関係市町村等との連携・協力を推進して情報収集を図るとともに、該当地域の年度別在籍率の傾向や今後の推計を参考して、見込まれる児童生徒の状況及び整備する規模を把握し、使用しなくなった県立高等学校の校舎の利活用を含めて、必要な対応を検討していきます。 ・津波や水害等の危険が想定される学校について、関係市町村等との連携・協力をとおして、引き続き移設を含めた対応方法を検討していきます。

【主な施策２】　障害の特性に応じた施設・環境の計画的な整備	
①　設置基準への対応 ②　障害特性に配慮した施設設備の整備 ③　スクールバスの増車等の対応	
実 施 状 況	・設置基準策定以前に設置された特別支援学校について、対応方法を検討しています。 ・各学校の現状を把握した上で、関係各課と連携しながら、対応方法を検討しました。 ・各学校のスクールバス運行状況を把握した上で、関係各課と連携しながら、増車を行いました。
今後の方向性	・設置基準策定以前に設置された特別支援学校について、引き続き対応方法を検討していきます。 ・引き続き各学校の現状の把握に努め、対応方法を検討していきます。 ・引き続き各学校のスクールバス運行状況の把握に努め、必要に応じた対応を行っていきます。

【主な施策３】　特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実

① 特別支援学校における教育機能の充実
② 特別支援学校における支援機能の充実
③ 特別支援学校と高等学校の連携の強化
④ 特別支援学校が有する実践事例や研修機会等の提供
⑤ 特別支援学校と市町村との連携
⑥ 特別支援学校を中心としたネットワークの活用及び充実
⑦ 病院に入院している児童生徒の学習保障

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
県立特別支援学校教職員が、福祉、保健医療、労働などの関係機関等との連絡・調整会議に参加した回数	1,495 回	1,947 回	2,282 回	2,259 回	2,078 回 達成	増加を目指す
県立特別支援学校教職員が、特別支援教育の理解啓発のために地域に働きかけた研修会の回数	289 回	282 回	355 回	317 回	345 回 達成	増加を目指す

実施状況	・弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱に対応した通級による指導が可能な体制とするため、総合的な教育機能を有する特別支援学校を複数校整備しました。 ・特別支援教育の理解啓発や専門性の向上を図るため、参加しやすい研修会の実施、市町村教育委員会や市町村立学校の巡回、情報交換できる場の設定等に取り組みました。
今後の方向性	・市町村教育委員会や各学校、関係機関と連携しながら、地域のニーズ等の把握に努め、特別支援学校が地域のセンターとしての役割を担うことができるよう取り組んでいきます。

【主な施策４】　多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

① 個別最適な学びと協働的な学びを進める特色ある学校の在り方の検討
② 専門学科、普通科職業コースの在り方の検討
③ 寄宿舎の新たな活用方法の在り方についての研究
④ 地域の実情に応じた学校運営と体制づくり

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
県立特別支援学校におけるコミュニティ・スクール校数	２校	10 校	20 校	32 校	37 校 達成	18 校

実施状況	・特色のある学校の在り方検討委員会の設置については、既存の会議や学校との意見交換等を通じて検討を進めました。 ・進路指導主事や就労支援コーディネーターを対象とした連絡協議会を年７回実施しました。 ・寄宿舎連絡協議会を年２回実施しました。 ・全ての県立特別支援学校 37 校にコミュニティ・スクールを導入することができました。
今後の方向性	・特色のある学校の在り方検討委員会の立ち上げに替えて、連絡協議会等を活用した情報交換をすることのできる場を継続して設定していくとともに、参加者のニーズに応じた情報提供を行っていきます。 ・地域との連携と協働が推進されていくよう、好事例を収集し各校へ情報提供を行っていきます。 ・「県立特別支援学校におけるコミュニティ・スクール校数」に加え、地域との連携・協働の推進状況を把握するため、文部科学省調査における「学校と地域の持続的な連携・協力体制」に関する肯定的回答率について、80%の達成を目指します（現状値：65%）。

Ⅲ　ICT の利活用による教育の質の向上

【主な施策１】　個別最適化した学びを実現するための ICT の利活用による指導の充実

①　ＩＣＴの利活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現
②　Ｗｅｂ会議システム等を活用した遠隔授業の推進
③　ＩＣＴを利活用した学習活動の充実

実施状況	・デジタル教科書を活用して文字の拡大縮小や音声による提示等により個に応じた授業実践を行うことができました。 ・１人一台端末を活用し、学習が途切れないように遠隔授業を実施しています。病院内の Wi-Fi が使用できないときも、移動式 Wi-Fi を使用して授業を実施しています。
今後の方向性	・研究指定を受けた学校の研究の成果を各学校で共有し、ＩＣＴの活用に努めていきます。 ・主体的・対話的で深い学びを実現するために、さらなるＩＣＴ機器の充実を図るとともに、電子黒板等の使用方法や研修動画の作成等を進めていきます。

【主な施策２】　ICT 環境の整備

①　教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新
②　障害の状態に応じた支援機器の整備
③　教職員のＩＣＴ活用指導力の向上
④　ＩＣＴ活用指導力の向上を図るための研修・講座の受講促進
⑤　校務の効率化

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
県立特別支援学校において児童生徒のＩＣＴ活用を指導することができる教員の割合	73.7%	70.3%	73.8%	79.6%	81.8% 未達成	90%
校務支援システムを導入した県立特別支援学校の割合	―	100%	100%	100%	100% 達成	100%

実施状況	・令和７年度に特別支援学校の小・中学部児童生徒用タブレット端末を 723 台追加整備しました。 ・特別支援学校２校を「ＩＣＴ機器の利活用による教育の質の向上」をテーマに研究指定し授業実践しました。研究報告会を行うとともに、動画配信を行い、広く実践内容を周知しました。 ・校務支援システムでは、出席簿や要録、個別の教育支援計画等が共有できることによって、校務の効率化が図られています。また、令和７年度より保健機能を追加し、検診等に活用しています。
今後の方向性	・入出力支援装置については、令和２年度から整備を進めており、児童生徒の学びを支えるため、今後も計画的に整備を進めていきます。 ・県立特別支援学校において児童生徒のＩＣＴ活用を指導することができる教員の割合の増加を目指して、継続して必要な研修等の参加を促していきます。 ・ＩＣＴを活かしたオンデマンド研修やＷｅｂ会議を用いた研修等も検討していきます。 ・校務支援システムを導入した県立特別支援学校の割合は目標を達成していますが、今後も伴走支援を行い、活用することで校務が改善されていくか検証を進めていきます。

【主な施策３】　ICT を活用した関係機関との連携	
①　ＩＣＴを活用した関係機関とのネットワーク構築 ②　各家庭に対するＩＣＴの活用推進 ③　ＩＣＴを活用したケース会議や授業研究会の実施	
実 施 状 況	・オンライン会議を多く実施することができました。オンラインでも十分なコミュニケーションが図れるとともに、効率的な運営が可能となりました。また、多くの方が参加できることにより、充実した協議が可能となりました。 ・端末の活用により、電子黒板等と共有して発表やアンケートの集計が容易になり、振り返りの活動が充実しました。 ・オンライン研修では教員や福祉、医療関係者等多くの方が参加でき、情報の共有が可能となり充実した研修となりました。
今後の方向性	・オンラインで個別の教育支援計画や個別の指導計画、引き継ぎ資料等を関係者で検討し合えるよう指導訪問等の機会をとおして、各学校へ周知を図っていきます。 ・１人１台端末の活用方法について周知するとともに、家庭学習の充実や課題等の提出にＩＣＴ機器を活用できるように計画していきます。

Ⅳ　卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

【主な施策１】　自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実	
①系統的なキャリア教育の推進 ②キャリア・パスポートを活用した取組の推進 ③進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上 ④職業教育を充実させるための委嘱講師の活用	
実 施 状 況	・系統的なキャリア教育が行われているか、各校から提出された教育課程の確認や、指導主事訪問の際に学校の実施状況の確認を行いました。 ・児童生徒の障害の状態、学習状況に合わせて、キャリア・パスポートの様式を工夫して作成しています。また、担任や保護者からのコメントを入れた様式も増えてきており、学習に活用されることが増えてきました。 ・特例子会社連絡会から講師を招聘し、教員向けに企業としての考えや職場の現状について、事前説明会を実施の上、５日間の実習を実施しました。また、成果報告会では、実習教員がそれぞれの成果を報告し、学校現場で活用したい職業教育について、情報共有しました。 ・職業教育については、生徒の実態、地域の実情に合わせて、様々な職種の活動を用意できました。職種により、その職業の専門的な知識を有する講師に委嘱し、実践に取り組みました。
今後の方向性	・学校訪問の際に、キャリア・パスポートの活用状況を確認し、良い活用例を県内の学校に周知していきます。 ・学校現場で必要な進路指導及び職業教育について、卒業後の生活を見据え、就労だけでなく、関係機関と連携をとりながら、キャリア教育の充実を図っていきます。 ・生徒の学ぶ力、身に付けるべき力を明確化し、専門的な知識を有する講師を継続的に活用することで、生徒の実態に応じた職業教育の充実を図っていきます。

【主な施策２】　生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実

① 労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築、情報共有の推進
② 社会参加・職業的自立に向けたキャリア教育の推進
③ 卒業後の支援の移行システム構築

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
特別支援学校卒業生における１年後の就労定着率	91.6%	91.2%	92.6%	88.8%	92.6%（R5 年度卒業生）達成	増加を目指す

実施状況	・労働局が主催する教育、雇用、福祉、医療等の関係者が集まる会議において、各分野の取組等の情報共有や意見交換を行いました。また、就職先が内定していない高等部生徒を対象とした公共職業訓練を実施した結果、令和４年度から７年度までで、26 名が就職しました。 ・キャリア教育部会では、清掃検定、パソコン入力検定、接客サービス検定を実施しました。また、キャリア教育が高等部だけでなく小学部段階から系統的に取り組むことが重要であることについて周知し、全ての県立特別支援学校での取組の推進を図りました。 ・県教育委員会主催のネットワーク会議だけでなく、各地区での情報交換会を設け、実施しました。各地区の課題を共有しながら、支援を進めています。
今後の方向性	・障害者の就労促進に向けて、今後も各支援機関と連携を図っていきます。 ・今後、キャリア教育に関する特別支援学校授業力向上実践事例集を作成し、各校に実践を周知していきます。また、電子データで関係校に配付し、周知の拡大を図っていきます。 ・県教育委員会主催の進路指導及び就労支援コーディネーター連絡協議会を実施し、継続して地区ごとの情報交換の機会を設けていきます。 ・就労定着率については、引き続き調査を続けていきますが、キャリアアップやウェルビーイングの観点から離職するケースも考えられるので、調査の項目を見直し、離職後の動向についても調査していきます。

【主な施策３】　千葉県教育委員会における障害者の雇用に向けた取組

① 県教育委員会における障害者雇用拡大に向けた取組
② 県教育委員会内の相談体制の構築

実施状況	・令和７年度末現在、クリーンメイトセンター22 センター、パートナーズオフィス４か所設置しており、147 名採用しました。 ・令和７年度は巡回オフィス１か所、クリーンメイトセンターを１か所、増設しました。 ・令和７年６月１日現在で、障害者雇用率 2.82%。前年度より 0.08%増。令和５年度より３年連続で法定雇用率を上回っています。
今後の方向性	・障害のある職員の相談だけではなく、同じ職場の方への助言や合理的配慮等の相談を行い、引き続き働きやすい職場環境整備に取り組みます。 ・令和８年７月に法定雇用率が 2.9%に引き上げられたことから、定員に満たない施設の人材確保に努めます。更に、新規のクリーンメイトセンター及びパートナーズオフィスを開設し、積極的な採用に取り組んでいきます。 ・関係機関と連携し、障害のある人が安心して自分の考えや状況を伝えられる相談支援体制の充実を図り、円滑な就労及び就労後の定着を推進していきます。

【主な施策４】　生涯にわたる多様な学びの機会の充実

① 在学中からの生涯学習の意欲を高めるための取組
② 社会教育施設における学びの場と機会の充実
③ 卒業後に地域で交流を進めるための相談窓口の整備
④ 卒業後に豊かな生活を送るための読書バリアフリー推進

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
障害者も参加できる講座が実施されている公民館の割合	22.7% (66/291 館)	55.4% (155/286 館)	56.4% (158/286 館)	56.4% (158/286 館) 達成	調査 未実施	43.2% (126/291 館)

実施状況	・年間３～５市町村を対象に障害者も参加できる講座の開講支援を行いました。開講支援の対象となった市町村については、支援終了後も継続して講座が実施されているところもあり、公民館の割合は増加していますが、当事者の学びの支援をする講座は多くありません。 ・パラアスリート等学校訪問事業として、特別支援学校 12 校実施。車いすラグビー、車いすバスケットボール、ボッチャ等を実施。計 203 名の地域住民が参加しました。また、令和７年よりパラスポーツコーディネーターを配置し、市町村における講座開設等に当たっての相談窓口の設置促進を図る取組を開始しました。 ・令和５年３月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」を策定し、令和６年３月に読書バリアフリーリーフレット「あなたに合った読書のカタチは？」を発行しました。同５月に新規事業「電子書籍サービス」、同７月に「読書バリアフリー資料紹介セットの整備」を開始しました。
今後の方向性	・令和７年度に、千葉県社会教育調査の調査項目を「障害者も参加できる講座」から「障害者の学びの支援講座」へ変更しました。後期計画では、新たな調査項目を活用し、障害のある人の学びを支える取組の状況を把握しながら施策を推進していきます（現状値：11.2%＜31/277 館＞）。 ・社会教育施設における学びの場と機会の充実にむけて、障害のある人が継続して参加できる講座や学習活動を計画的に実施する自治体を増やしていきます。 ・パラスポーツを推進するコーディネーターの配置を継続して推進していきます。 ・今後も卒業後に豊かな生活を送るための読書バリアフリー推進を進めていきます。

【主な施策５】　障害に対する理解の普及啓発

① 地域の方々と障害のある人の交流促進
② メールマガジンの発行による障害に対する理解の普及啓発
③ スポーツ・文化芸術活動を通じた交流による理解の普及啓発

実施状況	・障害のある方から作品を公募した展覧会や公共施設等での巡回による展示会、バリアフリー演劇の鑑賞会等を実施し、作品を通じて様々な人と交流する機会となりました。 ・千葉県教育委員会ホームページにて、本県の特別支援教育の現状を年度ごとに公表しました。 ・パラスポーツフェスタとして、パラスポーツフェスタちば（511 名参加）、パラスポーツフェスタとうかつ（243 名参加）の２回を実施しました。
今後の方向性	・今後も障害のある人による文化芸術活動の振興を図るとともに自立と社会参加を促進する取組を進めていきます。 ・令和８年度の千葉県特別支援学校作品展に向けて、作品の制作や製品の作成を進めていくとともに、地域の方との交流を深めるための学習を進めていきます。 ・メールマガジンの発行については、重点項目Ⅰ-1-①同様に他の媒体を活用して障害に対する理解を進めていきます。 ・令和８年度、「パラスポーツちば　情報センター」を設置し、障害のある方が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、「パラスポーツちばナビ」を作成して情報発信を行うとともに、相談体制を整備します。パラスポーツ体験会や研修会、障害のある方が、身近に相談でき、身近な地域でスポーツ活動ができる体制構築を目指します。

Ⅴ　特別支援教育に関する教員の専門性の向上

【主な施策１】　特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成

①　特別支援学校の教員に対する免許状取得に向けた取組
②　小・中学校及び高等学校の教員に対する免許状取得に向けた取組
③　教員採用選考における特別支援教育に関心の高い人材の採用
④　特別支援学校における教職を目指す学生の積極的な受け入れ
⑤　教員基礎コースを設置する高等学校と特別支援学校の交流促進

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
特別支援学校における特別支援学校教諭免許状（自立教科等免許含む）の保有率	92.2% ※全国平均 84.9%	93.7%	93.4%	調査未実施	93.7% (R6年度実績) 達成	93.4%
小・中学校の特別支援学級における特別支援学校教諭免許状（自立教科等免許含む）の保有率	37.9% ※全国平均 31.1%	39.9%	39.6%	38.3%	40.1% (R6年度実績) 達成	38.9%

実施状況	・特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学校の教員に対し、免許状取得のための認定講習の優先受講を認めるとともに、３年以内に取得を目指すよう管理職から働きかけを行いました。 ・小・中学校及び高等学校の教員については、特に特別支援学級担任や通級による指導の担当教員を中心に保有率向上に向けた働きかけを行いました（免許状認定講習での単位を使っての免許状授与件数は令和４年度から延べ人数 444 名）。 ・教職員課が作成している「令和４年度末及び令和５年度公立学校職員人事異動方針」から「令和７年度末及び令和８年度公立学校職員人事異動方針」において、全ての職員の特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進することを明記しました。
今後の方向性	・市町村教育委員会を通じて認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許状の取得を支援することで、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上を図ります。 ・今後も引き続き、特別支援教育に関心の高い人材の確保を進めていきます。

【主な施策２】　特別支援教育に関する研修の充実

① 特別支援教育に関するコンテンツや資料の活用推進
② 専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入
③ 国立特別支援教育総合研究所が主催する研修への参加促進
④ 教育課題や教員のニーズに応じた研修の企画・実施
⑤ 県教育委員会が実施する研修講座の受講促進
⑥ 悉皆研修における特別支援教育の内容充実
⑦ 特別支援学級担任や通級による指導担当教員の自立活動に関する研修の充実
⑧ 障害種に応じた適切な指導及び必要な支援体制の構築
⑨ 高等学校の教員に対する研修の充実
⑩ 学校間を超えた教員の交流による専門性向上
⑪ 関係機関と共催で学び合う研修会の企画、実施
⑫ 研修会における手話等の普及の促進と聴覚障害の理解推進
⑬ 県教育委員会、市町村教育委員会の職員の専門性の向上

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
小・中学校等における特別支援教育に関する校内研修実績	77.0%	調査未実施	調査未実施	調査未実施	76.5%（Ｒ６年度実績）未達成	90%
小・中学校等における県教育委員会等による特別支援教育に関する研修を受講した学校数の割合	―	調査未実施	調査未実施	調査未実施	86.1%（Ｒ６年度実績）未達成	100%
小・中学校等の特別支援教育マイスター認定制度に係る研修受講修了者数（累計）	重点項目Ⅴ「主な施策３ 具体的な取組②と統合					50 名
小・中学校等教職員の国立特別支援教育総合研究所等での研修への参加者数	―	４名	５名	４名	４名達成	年間２名

実施状況	・総合教育センター特別支援教育部では「特別支援教育基礎コンテンツ」を作成し、教員が障害に関する専門知識を常時学べる環境を提供しました。コンテンツは毎年２つの障害について改訂し、現場の多様なニーズに対応できるようにしています。 ・計画的に、国立特別支援教育総合研究所の研修へ小・中学校及び高等学校の教員を派遣しました。研修生個人の専門性の向上を図るだけでなく、研修の成果を学校内外で報告・発表する等、地域の特別支援教育の中核教員として活動することにつながりました。 ・県教育委員会、市町村教育委員会の職員の専門性向上に向けて、当課主催の指導主事会議や学習指導課主催の指導主事研修会において、情報提供や協議を行い専門性の担保及び向上に努めました。 ・令和７年６月、「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。手話に関する施策の理解と関心の増進が図られるように、市町村教育委員会や県立学校に周知を図りました。
今後の方向性	・今後も引き続き、研修やコンテンツの内容を、現場の多様なニーズに対応して改訂・充実させていきます。 ・小・中学校等の特別支援教育マイスター認定制度については、重点項目Ⅴ「主な施策３ 具体的な取組②『（仮称）中核特別支援教育指導教員の指名・活用』」と統合し、地域において中核的な役割を担う教員を育成します。

【主な施策３】　学校・地域において特別支援教育の中核となる教員の育成と活用

① 地域の核となる（仮称）エリアコーディネーターの指名
② （仮称）中核特別支援教育指導教員の指名、活用
③ 地域で活躍している教員及び研究成果の広報
④ 各障害種に対する教育の中核となる教員の育成

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
（仮称）中核特別支援教育指導員の指名数（累計）	重点項目Ⅴ「主な施策２ 具体的な取組②と統合					310 名

実施状況	・総合的な機能を有する特別支援学校（現在９校）を対象に、指導方法等について他の学校から学ぶことができるように研修支援を実施しました。
今後の方向性	・エリアコーディネーターについては、高等学校における特別支援教育の充実が喫緊の課題であることから、高等学校に焦点を当て、特別支援教育に高い専門性と実践的な指導力を有する通級による指導担当教員等を地域の中核的な人材と位置づけ、研修会等の講師として活用することで、地域における高等学校の特別支援教育の充実を推進します。 ・（仮称）中核特別支援教育指導教員の指名については、重点項目Ⅴ「主な施策２ 具体的な取組②『専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入』」と統合し、特別支援教育を担当する教員の知識や経験を校内や地域で共有し、活用するための機会の充実を図っていきます。 ・特別支援教育の専門性向上に向けた研修等の支援を行っていくとともに、特別支援教育に理解の深い教員の育成を行っていきます。

【主な施策４】　特別支援教育推進に向けた学級経営の充実

① 学校管理職に対する研修の充実
② 特別支援教育を推進している学校に対する表彰制度の創設
③ インクルＣＯＭＰＡＳＳについての周知、活用の推進
④ 専門性を向上させるために必要な情報を収集するための活動推進

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
小・中学校等の管理職を対象とした特別支援教育に関する研修の実施回数	―	調査未実施	調査未実施	調査未実施	４回達成	２回
小・中学校等におけるインクルＣＯＭＰＡＳＳ活用の割合	―	調査未実施	調査未実施	調査未実施	8.2%（Ｒ６年度実績）未達成	50%
小・中学校等から特別支援教育推進優良校数	―	―	―	―	―	50 校

実施状況	・総合教育センターでは、新任校長研修及び新任教頭研修において特別支援教育に関する研修を各２講座実施しています。 ・小・中学校等におけるインクルＣＯＭＰＡＳＳの活用に向けて、当課主催の協議会等で特別支援教育コーディネーターを中心に周知を図るとともに各教育事務所の指導訪問等でも周知をしました。
今後の方向性	・今後管理職向けに特別支援教育に関する研修をどのように進めていくか検討していきます。 ・小・中学校等管理職を対象とした特別支援教育に関する研修の実施回数及び小・中学校等におけるにインクルＣＯＭＰＡＳＳ活用の割合については、令和８年度から調査を実施し、現状の把握に努めます。 ・小・中学校等における特別支援教育推進優良校については、管理職のリーダーシップの下、学校全体で特別支援教育を推進している学校の優れた実践をホームページや配信サイト等で周知します。これにより、特別支援教育の推進を学校経営の重要な視点として共有し、組織的・計画的な取組の一層の充実を図ります。

【主な施策５】　異校種間の計画的な人事交流の推進

① 期間を設定した計画的な人事交流
② 人事交流者のさらなる専門性向上に向けた取組
③ 人事交流の好事例の発信、交流経験者の研修の場での活用

目標項目	計画策定時	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	目標（Ｒ８年度）
小・中学校等から特別支援学校への人事交流者の人数	16 名	28 名	29 名	14 名	18 名達成	増加を目指す

実施状況	・令和７年度小・中学校等から管理職８名、教諭 10 名の計 18 名が特別支援学校への人事交流を行い、発達段階や障害特性に応じた指導方法、指導技術等を身に付けることができました。 ・「令和３年度末及び令和４年度公立学校職員人事異動方針」では、特別支援教育の振興を図るため、意欲あふれる適任者の配置に努めることを明記しました。また、「令和４年度末及び令和５年度公立学校職員人事異動方針」から「令和７年度末及び令和８年度公立学校職員人事異動方針」において、全ての職員の特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進することを明記しました。 ・小中学校の特別支援学級及び特別支援学校の状況を十分に配慮しながら、多くの教員が特別支援教育を経験できるように、異校種異動をはじめとした人事異動を推進しました。
今後の方向性	・今後も更に計画的な人事交流を実施することで、学校種間の連携をより一層推進していきます。 ・今後も人材育成を踏まえた適正配置を行っていきます。 ・各学校においてＯＪＴの充実を図るとともに、県が実施する特別支援教育に関する研修の受講を促進し、人事交流者の専門性の向上に努めます。